平成２１年（フ）第４７９号
山形県上山市泉川353佐藤勝男方、住民票上の住所山形県上山市南町３番22―８号
破産者　キッズハウスｂｕｂｕこと　菅野　文美
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２７８号
千葉県山武郡九十九里町不動堂315番地
破産者　佐久間由子
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第９０号
横浜市都筑区荏田南１丁目13番３号
破産者　田邉　真司
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９７号
富山県高岡市戸出伊勢領2607番地、開始決定時の住所富山県砺波市一番町１番17号　信開ベルシー砺波215号
破産者　スナックたんぽぽこと　石野　洋子
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１７８号
金沢市二俣町い22番地
破産者　大瀬　義春
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１７９号
金沢市二俣町い22番地
破産者　大瀬　文子
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１０４０号
神奈川県横浜市港北区綱島台７―１　郵船綱島寮、旧住所静岡市葵区丸山町57番地　ハイツ木村201号
破産者　山内　政子（旧姓村越）
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５７６号
大阪府高槻市津之江町１―68―13、住民票上の住所大阪市中央区日本橋１丁目25番23号403
破産者　イランイランこと地中海ことパンセこと　内田　慎二
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１１１号
大阪府三島郡島本町若山台２丁目６番２号棟301号室、開始決定時の住所大阪府三島郡島本町山崎４丁目３番８号
破産者　吉廣　敏之
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２５３号
奈良県大和郡山市高田町９番地１　郡山駅前団地第15号棟710号、住民票上の住所大阪市中央区南船場４丁目10番５号南船場ＳＯＨＯビル902
破産者　三本　賢治
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３６１号
大阪府大東市御供田３丁目３番32号
破産者　石丸　弓子
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６１９号
大阪市都島区都島本通３丁目17番３号、開始決定時の住所大阪市東成区深江北２丁目４番18号
破産者　柴田　　博
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０１７号
大阪府寝屋川市音羽町２番12―103号
破産者　柴垣　淳二
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８４９号
大阪府東大阪市布市町２丁目11番28号　トウールモンド202号
破産者　甲斐　常能
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７３１号
大阪府吹田市藤白台１丁目１番６―205号
破産者　仲摩美由起
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５９号
大阪市住吉区大領５―３―10　恒信ハイツ403号、開始決定時の住所大阪市住吉区大領２丁目５番３―1002号
破産者　上田　桂路
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４０号
大阪府摂津市鳥飼西４丁目８番１―605号
破産者　宮阪　康二
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４１号
大阪府摂津市鳥飼西４丁目８番１―605号
破産者　宮阪　幸恵
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部